

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和4年4月1日

鹿 角 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項の規定において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				花輪	無	令和3年度～令和7年度	下川原地域資源環境保全隊	変更内容：資源向上(長寿命化)事業の活動期間の変更
○				八幡平	無	令和2年度～令和6年度	大久保農地保全隊	変更内容：資源向上(長寿命化)事業の活動期間の変更
○				十和田瀬田石	無	令和1年度～令和5年度	石野みらい農業	変更内容：資源向上(長寿命化)事業の活動期間の変更
○				花輪	無	令和1年度～令和5年度	高屋水土里保全隊	変更内容：資源向上(長寿命化)事業の実施
○				十和田末広	無	令和1年度～令和5年度	土深井農村環境保全会	変更内容：面積の減少(圃場整備事業に伴う)
○				八幡平	無	令和1年度～令和5年度	谷内環境保全会	変更内容：資源向上(長寿命化)事業の実施
○				十和田末広	無	令和1年度～令和5年度	松山地域資源保全会	変更内容：活動面積の増加
○				尾去沢	無	令和2年度～令和6年度	三ツ矢沢地域資源保全会	変更内容：活動面積の増加